

CLOSE UP
教育

教育委員会からのお知らせ

来年度、新しく小学校・中学校に入学される方に入学通知書を送付します。また、経済的に就学が困難な家庭には就学援助費を支給しています。

■入学通知書を送付します

通知書は入学式当日に学校へ持参してください。

▼対象者／市内に住民登録をしている子ども

【小学校】平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ

【中学校】平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ

▼送付期日／1月中旬～1月末

▼送付先／1月中旬に子どもが住民登録をしている住所

■次の場合はお問い合わせください

○1月末までに入学通知書が届かない

○入学通知書の内容に誤りがある

○入学通知書を受け取った後に転居、転出する

○入学通知書で指定された学校以外へ入学する予定



■就学援助費の申請を受け付けます

▼申請期間／1月8日(水)～1月24日(金)

▼申請方法／各小中学校、各保育所、各幼稚園、教育委員会にある申請用紙に添付書類を添えて、在籍している学校(新小学1年生は入学予定の小学校)に提出してください。

※新小学1年生と新中学1年生に支給される新入学学用品費について期間内に申請した方は、入学前の3月に支給します

■注意事項

○支給には収入状況など一定の要件があります

○受給された方でお子さんが令和2年4月に香南市立または公立の小中学校に入学しなかった場合は返還していただきますのでご注意ください

○金額など詳しくは学校教育課へお問い合わせください

問 学校教育課 ☎57-7521

CLOSE UP INFORMATION

CLOSE UP
税

介護保険に関する税控除があるのをご存知ですか?

確定申告時に必要な書類を添付することで、税控除を受けられる場合があります。対象の方は、高齢者介護課での申請が必要です。

■確定申告時に添付する書類

○障害者控除を受けるとき

「障害者控除対象者認定書」

○医療費控除を受けるとき

「おむつ代医療費控除証明確認書」

「おむつ代の領収書」

※初めての時のみ、医師が発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」になります

■添付書類の申請方法

▼申請に必要なもの

①申請者の印鑑と本人確認書類

②対象者の介護保険被保険者証

▼申請窓口

高齢者介護課

書類の交付方法

判定後、後日郵送します。



問 高齢者介護課 ☎57-8510

国保だより ～厳しい国保運営に対応するために～
医療費を減らす取り組みを!

市民保険課 ☎57-8506 税務収納課 ☎57-8504



■多くの交付金がもらえる!?
保険者努力支援制度があります

県から交付される特別交付金の1つに、【保険者努力支援制度にかかる交付金】があります。この交付金は、医療費の適正化に向けて努力をしている市町村に交付されます。

右の保険者努力支援制度(抜粋)のように、国が定めた指標に対し、それぞれの市町村がどれだけ努力をしているかを点数化し、点数をもとに交付金が配分されます。

評価された結果の点数が高いほど、
交付金が多く配分されます。

■点数が高くなり交付金が増えると、
国保税の引き上げに歯止めが掛かる!?

指標は市(保険者)の取り組みだけでなく、被保険者の皆さんの取り組みによる結果を評価されるものが多く、配点も高いので、皆様のご協力が必要不可欠です。

保険者努力支援制度(抜粋)

特定健康診査の受診率(全9項目)

- ・受診率が60%を達成している場合(50点)
- ・受診率が20%未満の場合(-25点)

特定保健指導の受診率(全9項目)

- ・受診率が60%を達成している場合(50点)
- ・受診率が10%未満の場合(-25点)

がん検診受診率(全4項目)

- ・胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの5つのがん検診の平均受診率が25%を達成している場合(20点)

ジェネリック医薬品の使用割合(全8項目)

- ・使用割合の政府目標である目標値(80%)を達成している場合(80点)
- ・上記の基準を達成し、かつ使用割合が5割以上となっている場合(10点)

※評価基準や配点は、年によって変わります



具体的に取組んで欲しいことは...



●特定健診や特定保健指導、
がん検診を定期的に受ける

将来重篤な病気を引き起こす要因を早期に発見し、生活習慣の見直しや治療につなげることで、健康で自立した生活を維持した健康寿命を伸ばすこととなります。



●かかりつけ医や
かかりつけ薬局をもつ

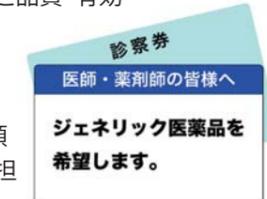
重複受診や重複多剤服薬等を防ぎ、副作用等による健康被害の防止にもつながります。

これら3つの
取り組みをしていくと...

医療費が減少するだけでなく、県からの交付金が増えるので、国保会計の財源確保につながります。

●お薬をジェネリック医薬品へ切り替える

ジェネリック医薬品は、先発品と品質・有効性・安全性が同等のものとして厚生労働大臣が承認していますので、安心して使えるお薬です。切り替えることで、自己負担額が軽減され、医療保険財政の負担減少につながります。



国保が持続可能な医療制度であるために、また、新たに国保税引き上げの見直しを行うことにならないように、市では、今後取り組みをより強化していきますので、一緒に頑張ってください。

